

# 安全だより

## 無事故・無災害を目指して

### 2021年度(令和3年度)第3号

発行日：2021年(令和3年)11月25日  
 発行：福山市新涯町二丁目21番30号  
 公益社団法人福山市シルバー人材センター  
**安全委員会**  
 TEL (084) 953-5222  
 FAX (084) 953-5233

- 【12月】交通ルールを守り、危険予測をし、危険回避を図る。
- 【1月】日頃から健康管理に努め、常に健康な状態で就業する。
- 【2月】「安全就業基準」を確認し、ルールを順守する。

## 【事故多发注意】

今年度、賠償事故・傷害事故ともに多発し、例年になく発生件数となっています。

傷害事故については、10月からの1か月半の間に7人の会員がけがをしています。

そのうち、脚立からの転落事故が4件発生しており、入院を要する事故や、ヘルメットを着用していなかったため、頭部をケガする事例も起きております。けがから命を守るため、ヘルメットや安全帯の着用は確実に行ってください。

『事故を起こすのも、防ぐのもあなたです。』

### ◎賠償事故(累計12件)

①	9月27日(剪定作業)「誤伐採事故」 通行の邪魔になるカイドウとサツキの木を誤って根元から伐採したもの。
②	10月7日(剪定作業)「塀の破損事故」 ブロック塀の横に6尺の脚立を立てそのうえで作業していた。作業を終了し脚立から降りる際に体の一部が接触しブロック塀を破損させたもの。
③	11月9日(剪定作業)「断線事故」 作業後、脚立から降りようとした際に、余力で動いているトリマーが屋外配線に接触し断線させたもの。
④	11月9日(屋内清掃)「トイレの水タンクの破損事故」 トイレ清掃中に、水が流れ続けているのに気づき、水をためておくタンクの中の様子を確認しようとふたを外し床に置いた際にふたを破損させたもの。

### ◎傷害事故(累計11件)

①	10月4日(剪定作業)「落下事故」 12尺の脚立に登り剪定していたところ、脚立が揺れバランスを崩し、脚立が倒れた後落下しブロック塀の角で顔などを打ち負傷したもの。
②	10月6日(草刈作業)「転倒事故」 作業開始の事前確認を行っていた際に、車止め用ポールの中に張られたチェーンを跨ごうとしたところ、足が引っ掛かり転倒し右ひじの骨にひびが入ったもの。
③	10月11日(伐採作業)「裂傷事故」 伐採した木を電動丸鋸で短く切断する作業をしていたが、刃の回転が止まりきる前に右ひざに接触し5cmほど裂傷したもの。
④	10月11日(剪定作業)「落下事故」 脚立に足場板を渡す準備を終え脚立上で移動しようとした際に、バランスを崩し落下し、肋骨骨折と肋骨が肺に刺さり、気胸と診断されたもの。
⑤	10月27日(洗車作業)「落下事故」 足場台に登り作業を進めていた際に、天板から足を踏み外し落下し後頭部を打撲したもの。
⑥	11月13日(清掃作業)「転倒事故」 階段で落ち葉等の清掃中、落ち葉か木の実に足を取られ、転倒し肩のじん帯を断裂したもの。
⑦	11月15日(剪定作業)「落下事故」 脚立に登り剪定していたところ、脚立が揺れバランスを崩し落下し、外壁塗装の基礎に頭部をぶつけ負傷したもの。

## 賠償保険の免責額等の検討

当センターでは、特に就業中の賠償事故件数の増加や、保険金支払額が高額となり、保険会社から次年度に向け、保険料・契約条件の見直しを迫られています。

会員が安心して働くための賠償保険に継続的・安定的に加入していくには、現在の免責額1万円の設定額や、保険掛金、賠償額負担のあり方等を総合的に見直していかざるを得ない状況となっています。今後検討を重ねることとしていますので、ご理解とご協力をお願いします。



## 指導措置基準の検討

センターでは、職域班会議等での事故防止の注意喚起や、安全パトロールを実施する等、事故防止に向けて取り組んでいます。重篤事故につながりかねないような転落事故、飛散事故や断線事故等、不注意やマンネリ化に起因すると思われる事故がいまだに繰り返されています。安全委員会ではこれらのことを深刻に受け止め、事故内容や発生状況に応じて、就業中止なども視野に入れた指導措置の基準について検討中です。会員に密接に関わる内容であるため、今後、安全委員会や理事会等で慎重に検討を進めていきたいと考えています。

## 危険個所の報告等について

安全対策を行うと、「余計に人手、作業時間がかかり、作業が予定通り出来ない。」、「発注者の負担になる。」との声を聞くことがあります。

発注者から仕事を請負う以上、お客様に喜ばれるような仕上がりを心掛けることは当然ながら、事故等により発注者、近隣の方に迷惑や損害を与えるようなことがあってはいけません。

また、会員のみなさんが事故に巻き込まれた場合、本人はもとより、ご家族にも、苦しみ・悲しみが及びかねません。

このことから、作業時の安全対策は必要不可欠ですので、発注者にあらかじめ安全対策の重要性・必要性を説明し、それに伴う経費の理解を求めて下さい。理解が得られない場合、事務局から説明しますので、ご連絡ください。

また、長年センターを利用いただいている発注者に対する遠慮等から、**危険個所がありながら断り切れず作業を行っているようなケース**について、安全対策を見直し・工夫をしても危険が排除できない場合は、やむを得ず、受注辞退も検討する必要がありますので、そのようなケースがあれば、併せて事務局ま

でご連絡ください。

